

JISHA方式適格OSHMS認定
ISO45001+JISα
J-First(レベル評価)
中小規模事業場安全衛生評価事業(GSC)

製造業安全対策官民協議会
第2回サブWG(田村チーム)

2017年8月7日

中央労働災害防止協会
JISHA-ISOマネジメントシステム審査センター

労働安全衛生規則第24条の2の規定に基づき定められた 「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」

(平成11年労働省告示第53号／改正:平成18年厚生労働省告示第113号)

第1条・第2条 目的

第3条 定義

第4条 運用

第5条 安全衛生方針の表明

第6条 労働者の意見の反映

第7条 体制の整備

第8条 明文化

第9条 記録

第10条 危険性又は有害性等の
調査及び実施事項の決定

第11条 安全衛生目標の設定

第12条 安全衛生計画の作成

第13条 安全衛生計画の実施等

第14条 緊急事態への対応

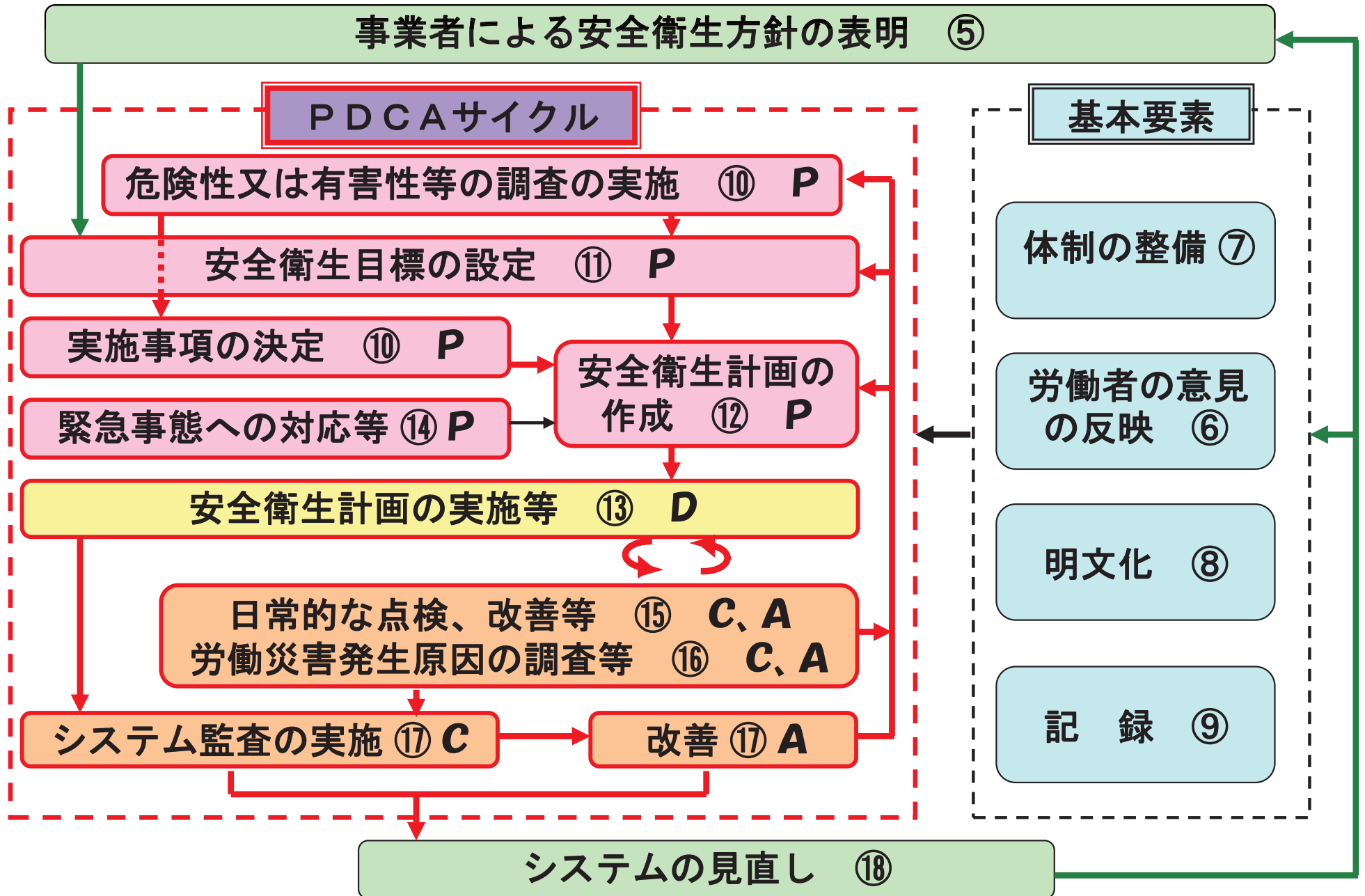
第15条 日常的な点検、改善等

第16条 労働災害発生原因の
調査等

第17条 システム監査

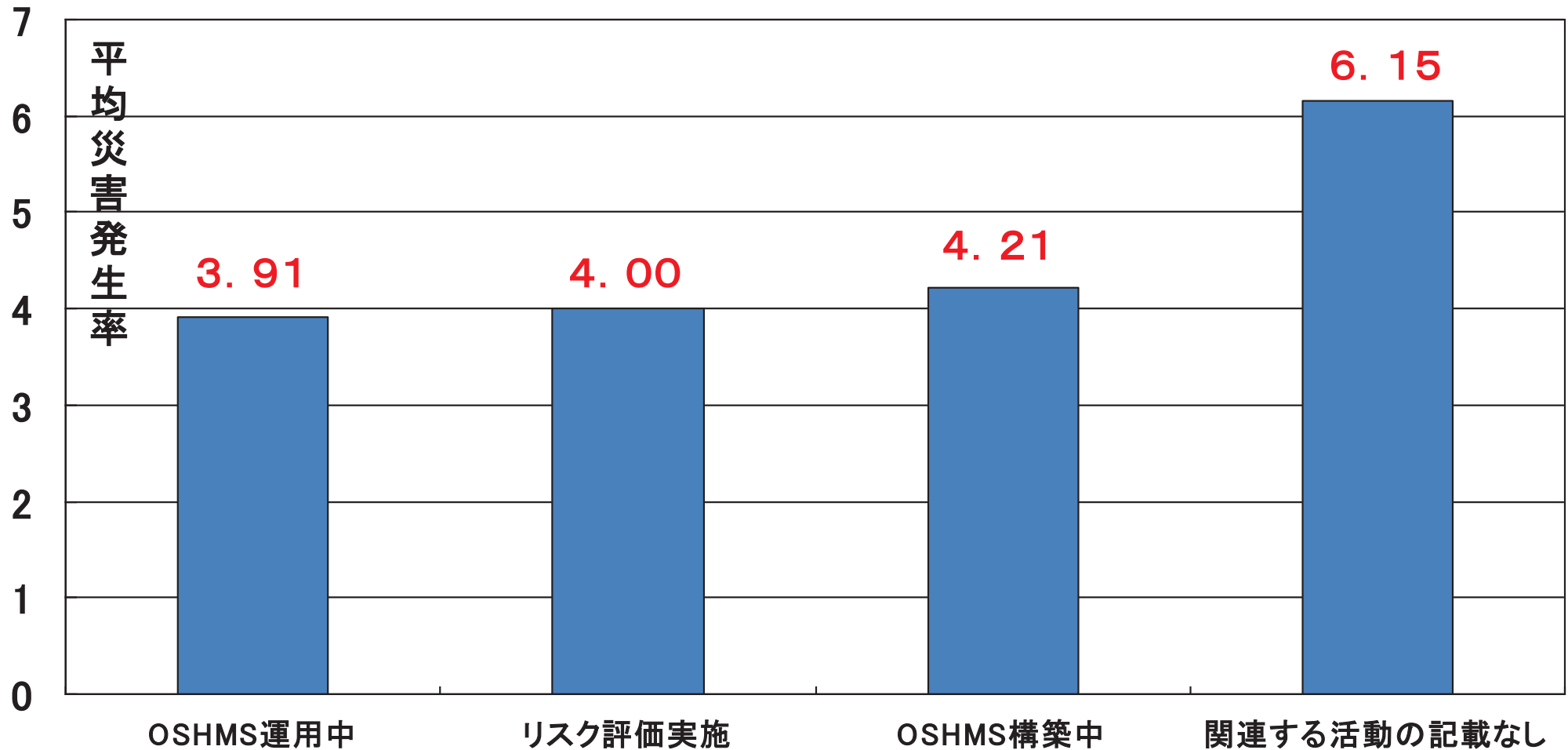
第18条 労働安全衛生マネジメント
システムの見直し

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針のフローチャート



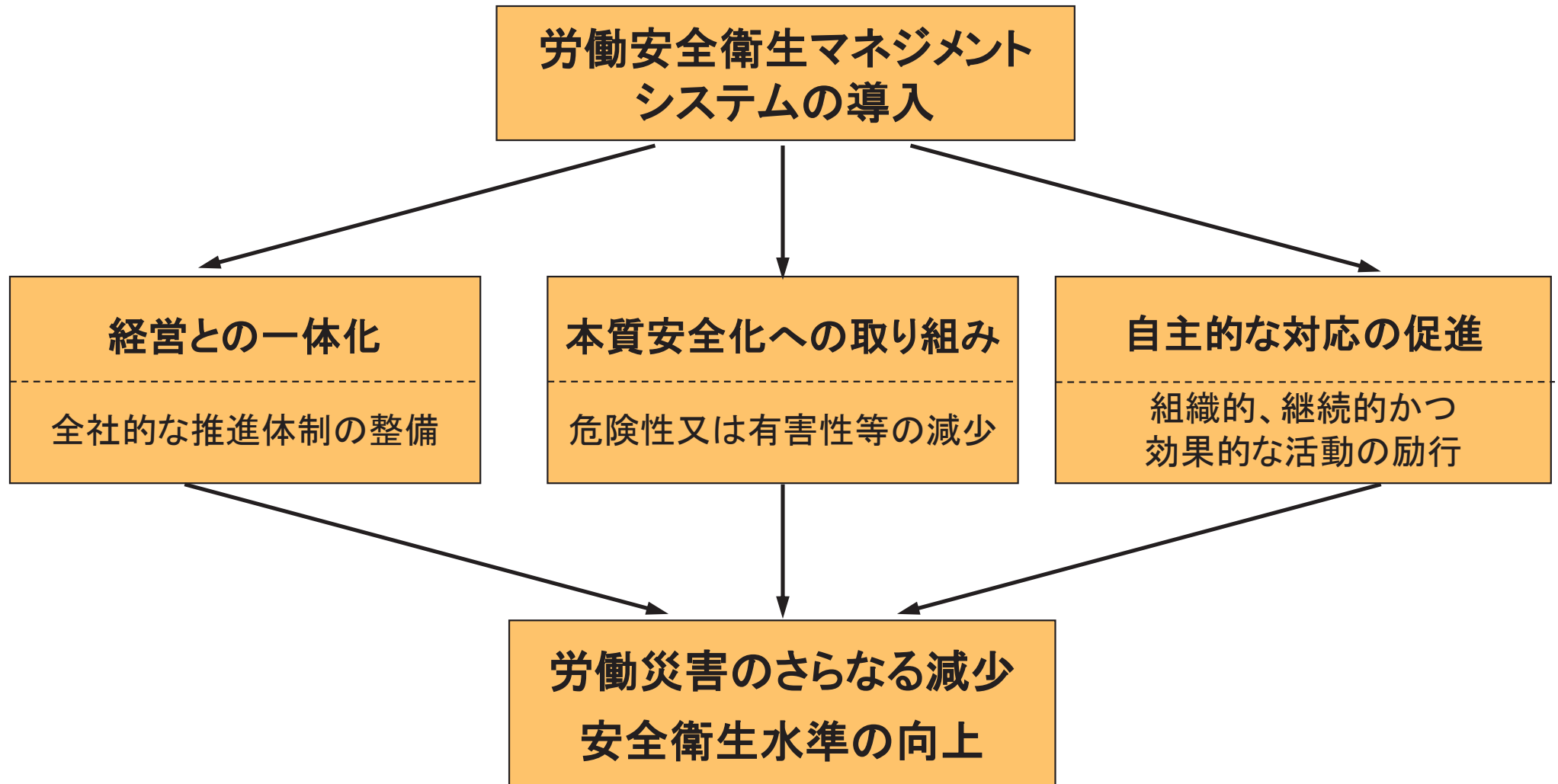
○数字：指針の条を示す

OSHMSに関連する活動の有無 による災害発生率の比較



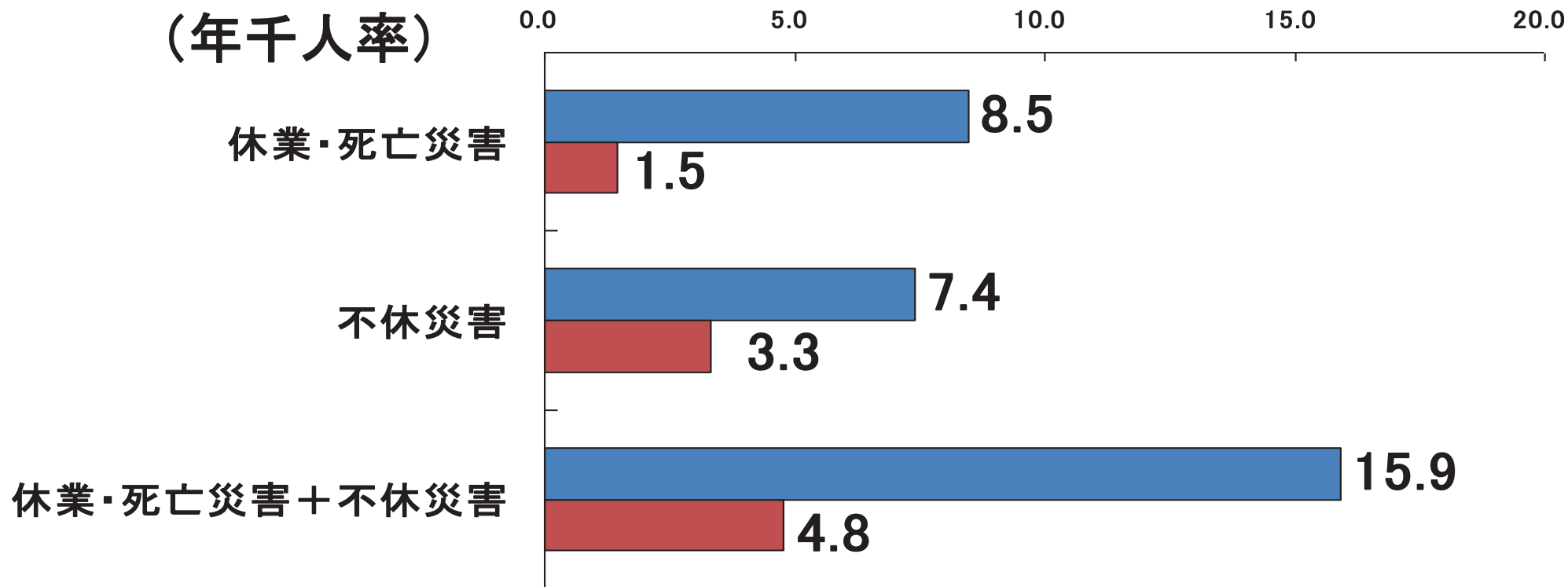
厚生労働省 「大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検結果について(H16.2.17)」より

OSHMSの導入の意義



OSHMSと労働災害の発生状況

—休業・死亡災害発生率が5分の1以下に減少—

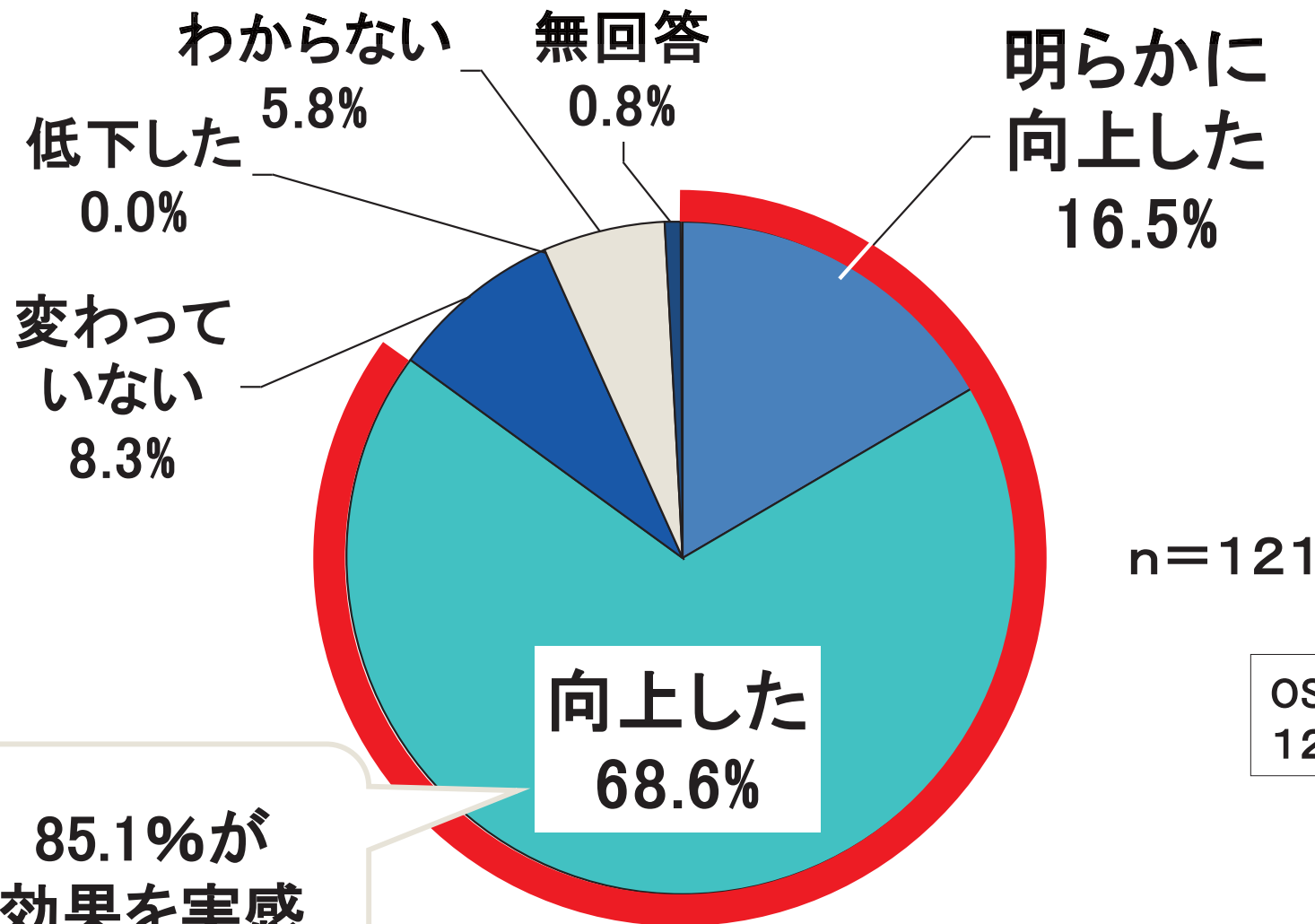


■ OSHMSを実施していない (N=181)
■ OSHMSを実施している (N=121)

中央労働災害防止協会「リスクアセスメント／OSHMSへの
取り組み状況等に関するアンケート調査結果(平成24年3月)」

OSHMSの実施による安全衛生水準

— **8割以上**が効果を実感 —



中央労働災害防止協会「リスクアセスメント／OSHMSへの
取り組み状況等に関するアンケート調査結果(平成24年3月)」

JISHA方式適格 OSHMS認定

JISHA方式適格OSHMS認定 沿 革

- 2003年3月 JISHA方式適格OSHMS基準を公表
- 2003年3月 事業開始
- 2003年5月 9事業場を認定
- 2006年4月 100事業場を認定
- 2006年5月 はじめての更新事業場を認定
- 2006年8月 新基準適用
- 2012年4月 改正基準適用
- 2017年6月 336事業場を認定

JISHA認定の特長

1. 基準適合のための改善
を通じたシステムの質の向上
2. 認定取得による対外的訴求力と
社員の安全衛生意識の強化
3. 審査過程での専門的知識・ノウハウの獲得

JISHA方式適格OSHMS基準(別紙)

- **厚生労働省指針**
「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」
(平成11年4月30日付け告示第53号)
(改正 平成18年3月10日付け告示第113号)
- **厚生労働省労働基準局長通達**
「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について」
(平成18年3月17日付け基発第0317007号)
- **中災防の独自基準(35%)**

JISHA方式独自の主な内容

実効が上がる内容が伴っていることを確認

- * 危険有害要因の特定等において、労働者が関与していること
- * 安全衛生計画には、日常的な安全衛生活動及び安全衛生教育に係る事項が含まれていること
- * 協力会社に対する取り組み事項が含まれていること
- * 安全衛生水準の向上がみられること
- * 日常的な安全衛生活動は、次により実施されていること
 - ・各部署の関係者が活動に参加していること
 - ・事業場及び各部署が、活動状況を**把握して評価・改善**していること

日常的な安全衛生活動とは

- * 危険予知活動
- * 5S活動
- * ヒヤリハット活動
- * 改善提案活動
- * 作業開始時等のミーティング
- * 安全衛生パトロール

JISHA認定の 調査・評価方法に関する特長

労働安全衛生についての知識と経験を持った
評価員が調査・評価を行うこと

実地調査では、**1日間**で現場部門の調査も行い、
安全衛生活動の実態を踏まえた評価を行うこと

基準に適合しているか否かを評価するとともに、
OSHMS をより効果的に運用するための
助言を行うこと

認定のステップ

1. 申込み

2. 自己評価

3. 書面調査

4. 実地調査

5. 認定委員会での
審査・判定

6. **認 定**

7. 認定事業場名簿への
登録・公表

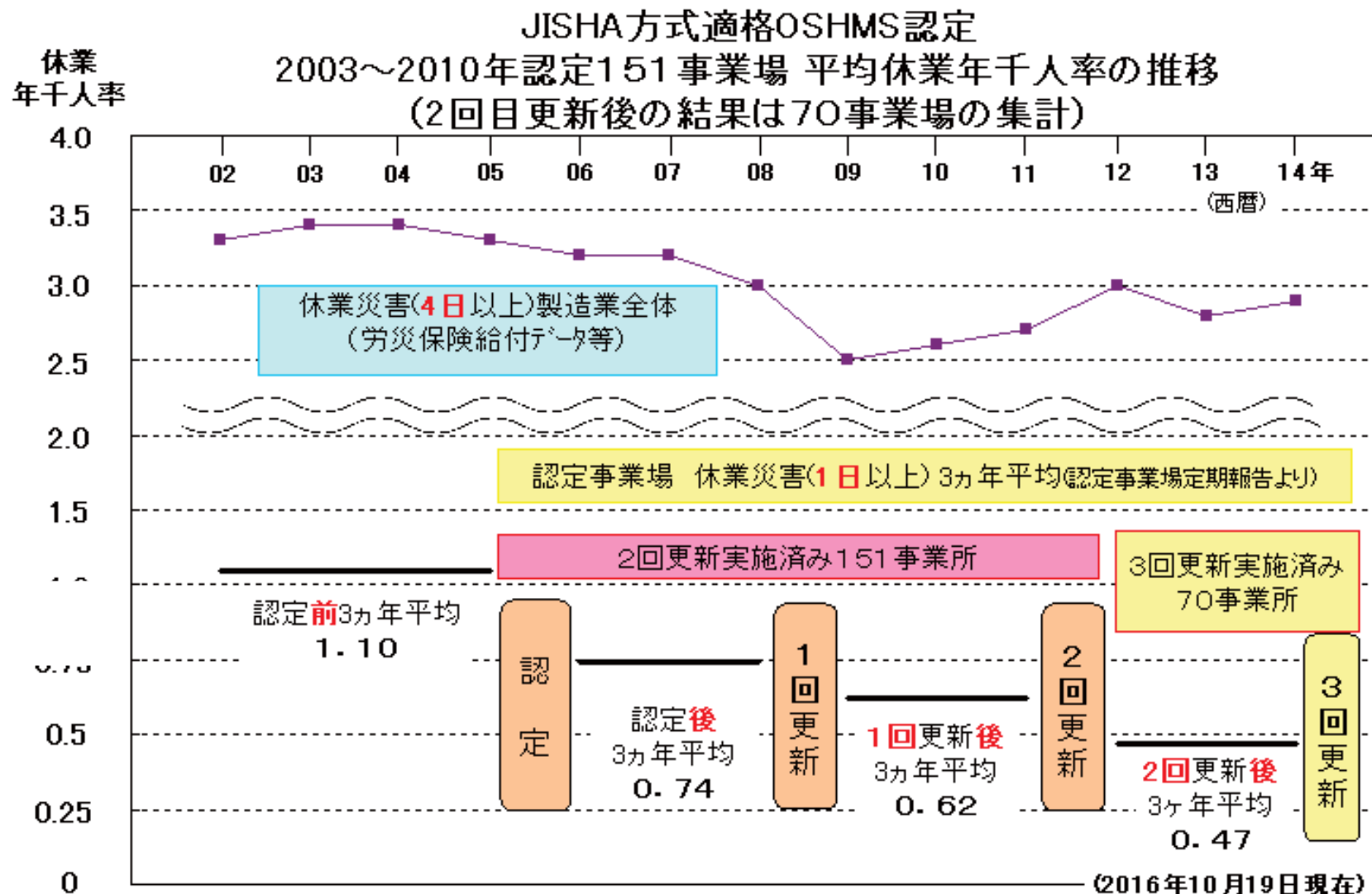
認定事業場が感じている効果①

1. 課題が明らかになった。
2. 労働者の意識(意欲)が高まった。
3. 安全衛生の仕組みが標準化でき、
実施すべき活動が明確になった。
4. 安全衛生に対する
ライン管理者の役割が明確になった。
5. リスクアセスメントにより、リスクが減少した。

認定事業場が感じている効果②

6. 第三者評価を受けたことで、
取組に自信が持てた。
7. 対外的なPR効果、
評価・社会的信頼が向上した。
8. 各評価項目の必要性、重要性の説明で、
MSに対する理解が深まった。
9. 評価に加えて、好事例等のアドバイスで
改善の方向が見えた。

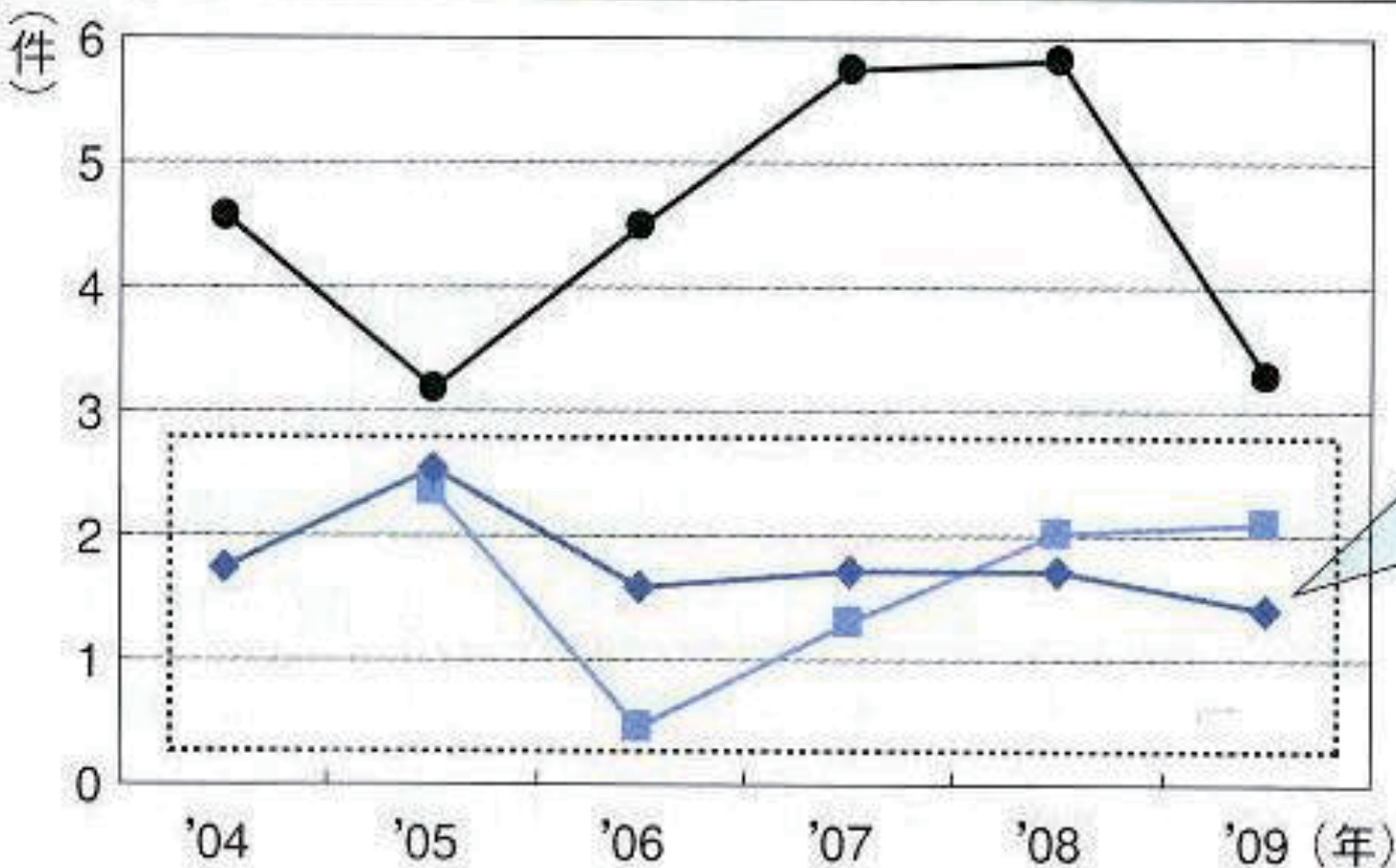
認定事業場での効果



キヤノングループ 認定と非認定の違い(1)

◎労働災害発生件数比較（適格 OSHMS 認定取得、導入、未導入拠点）

● OSHMS 未導入 ■ OSHMS 導入済 ◆ OSHMS 認定済



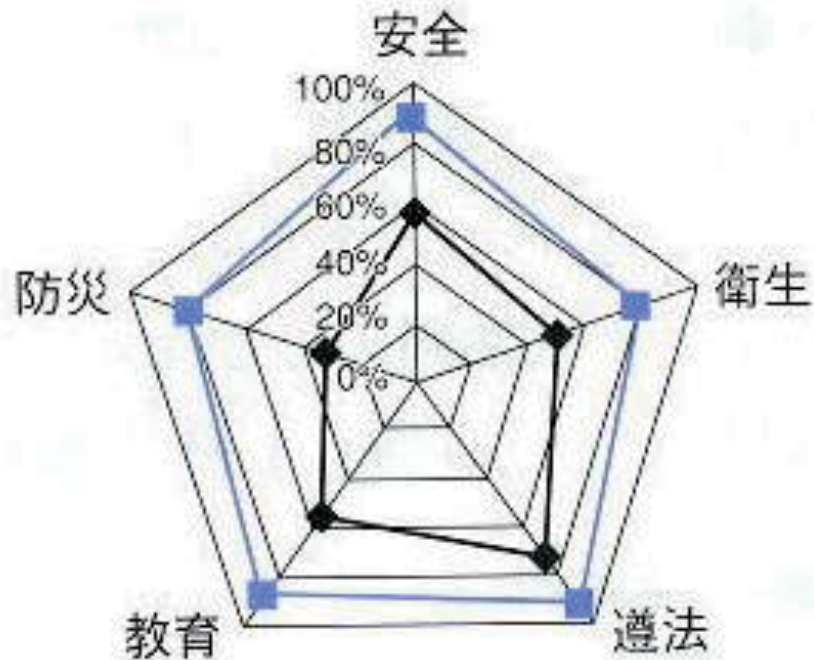
OSHMS 導入済
or
認定取得済
拠点の災害は
少ない
(効果大)

キヤノングループ 認定と非認定の違い(2)

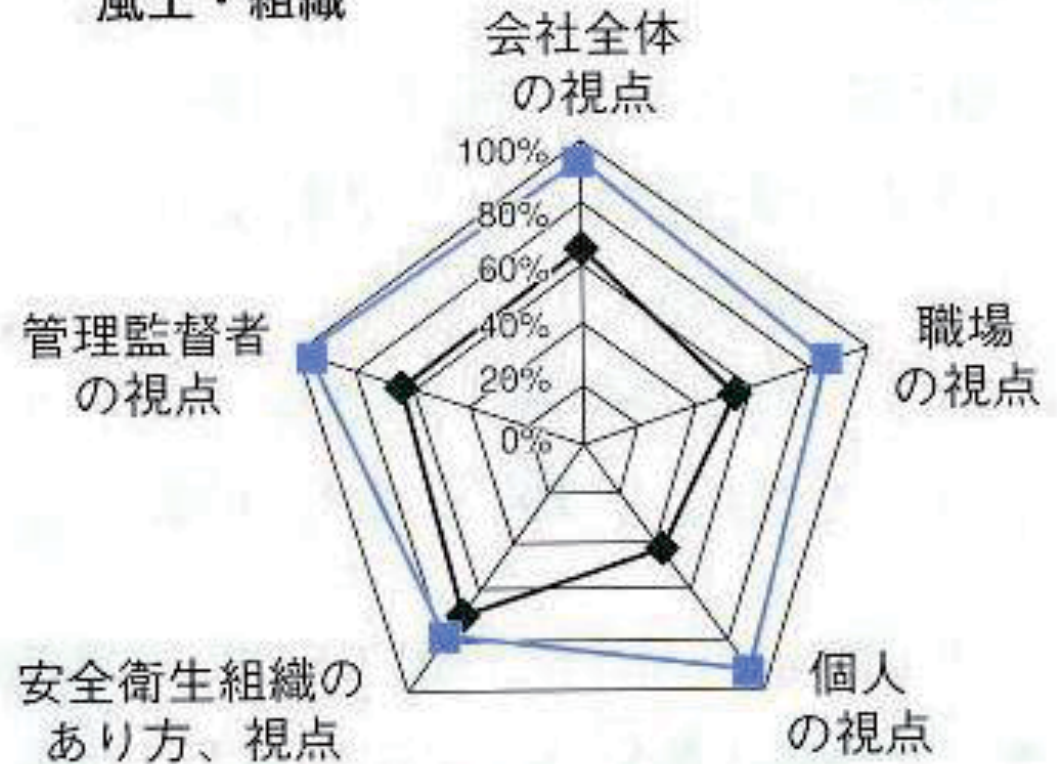
◎適格 OSHMS 認定・未導入拠点別状況



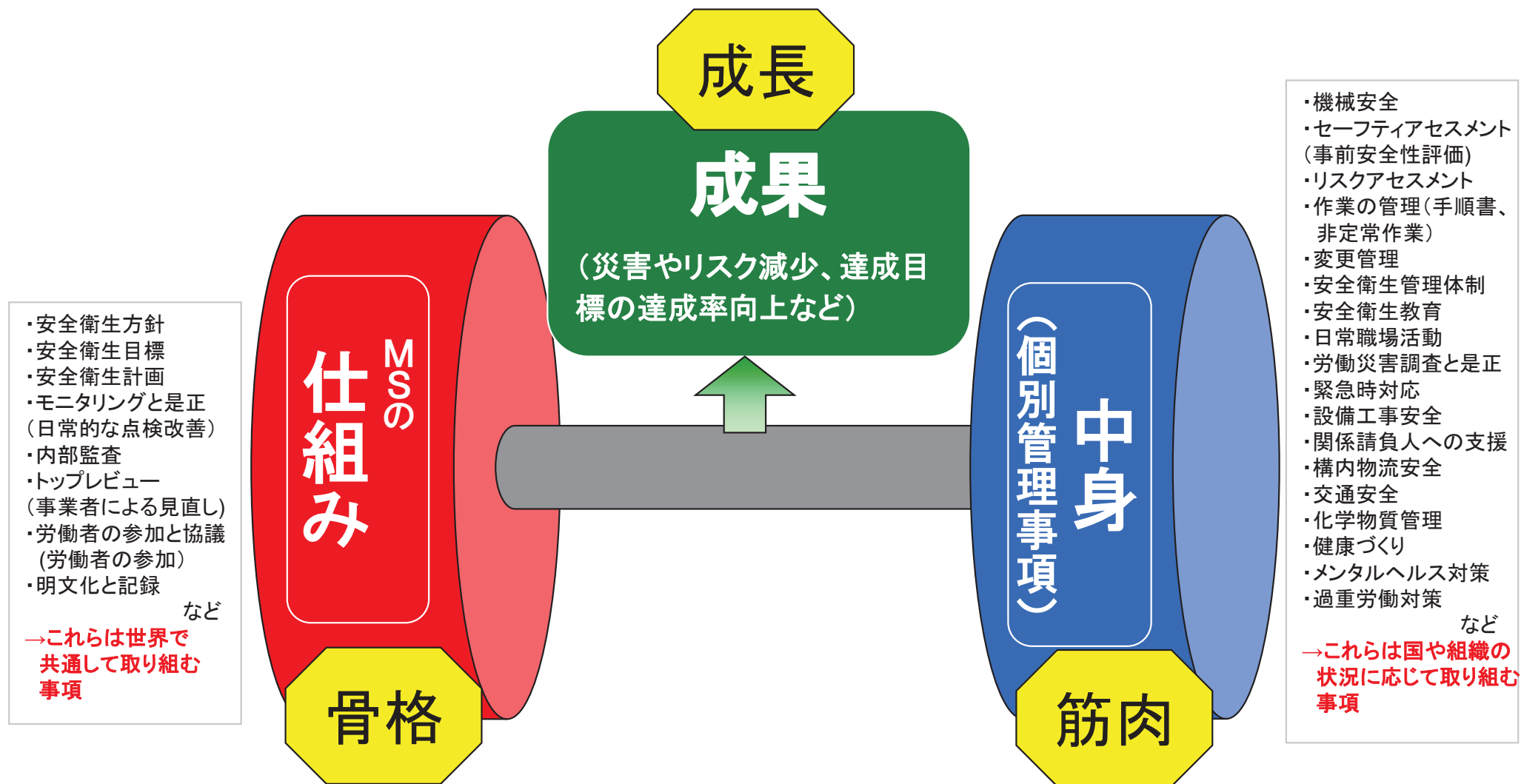
総合評価



風土・組織



仕組みと中身は成果を上げる車の両輪



- MSの仕組みが良くても、組織の状況に応じた**中身がないと成果が出ない**
- 中身が良くても、仕組みに基づく運用がないとスパイラルアップしない(成果が出ない)

ISO45001の 進捗状況

1. ISOの開発進捗状況

ISO45001の現状と今後の予定

作業原案(WD)



委員会原案(CD)



委員会原案(CD2)

国際規格原案(DIS)



国際規格原案(DIS2)



2017年5~7月投票

7月13日投票締切り

7月16日承認

2017年9月総会

現在

最終国際規格案(FDIS)

or

各国からのコメント処理が必要



ISO発行

早くて 2018年3月

※いずれにしても
中災防認証は予定
どおりスタート

ISO発行

2017年11月

ISO45001 / DIS2の投票結果について

■ 投票期間2017年5月～7月13日

■ 投票結果(2017年7月16日)

賛成 88%(53/60カ国(Pメンバーのみ)) ※日本は賛成
反対 11%(7/64カ国(全メンバー))

承認条件: 賛成2/3以上、反対1/4以下をクリアし、**承認!**

※前回DISの投票では賛成条件はクリア、反対が1/4をわずかに超え不承認だった

■ 今後の見通し

- ・コメントが多数(1626件)提出され、技術的な内容もあり
- ・次回2017年9月のマラッカ会議(マレーシア)では、コメント処理後FDIS段階に進む決議(予想)
- ・コメント数が多いので、国際会議が追加で必要となる可能性も高い
- ・規格発行は早くても2018年3月以降になると予想

2. ISO45001の概要

汎用されているOSHMS基準

1. 厚労省OSHMS指針
2. JISHA方式OSHMS基準
3. COHSMS(建設業)
4. OHSAS18001
5. ILO(国際労働機関)ガイドライン

ISO45001

基本は同じ

ISO45001 (DIS2)の箇条

序文

1. 適用範囲

2. 引用規格

3. 用語と定義

4. 組織の状況

4. 1 組織及びその状況の理解

4. 2 働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解

4. 3 安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定

4. 4 安全衛生マネジメントシステム

5. リーダーシップと働く人の参加

5. 1 リーダーシップ及びコミットメント

5. 2 方針

5. 3 組織の役割、責任及び権限

5. 4 働く人々との協議と参加

6. 計画

6. 1 リスクと機会への取組み

6. 2 安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定

7. 支援

7. 1 資源

7. 2 力量

7. 3 認識

7. 4 コミュニケーション

7. 5 文書化された情報

8. 運用

8. 1 運用の計画及び管理

8. 1. 1 一般

8. 1. 2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減

8. 1. 3 変更の管理

8. 1. 4 外部委託

8. 1. 5 調達

8. 1. 6 請負人

8. 2 緊急事態への準備及び対応

9. パフォーマンス評価

9. 1 監視、測定、分析及びパフォーマンス評価

9. 2 内部監査

9. 3 マネジメントレビュー

10. 改善

10. 1 一般

10. 2 インシデント、不適合及び是正措置

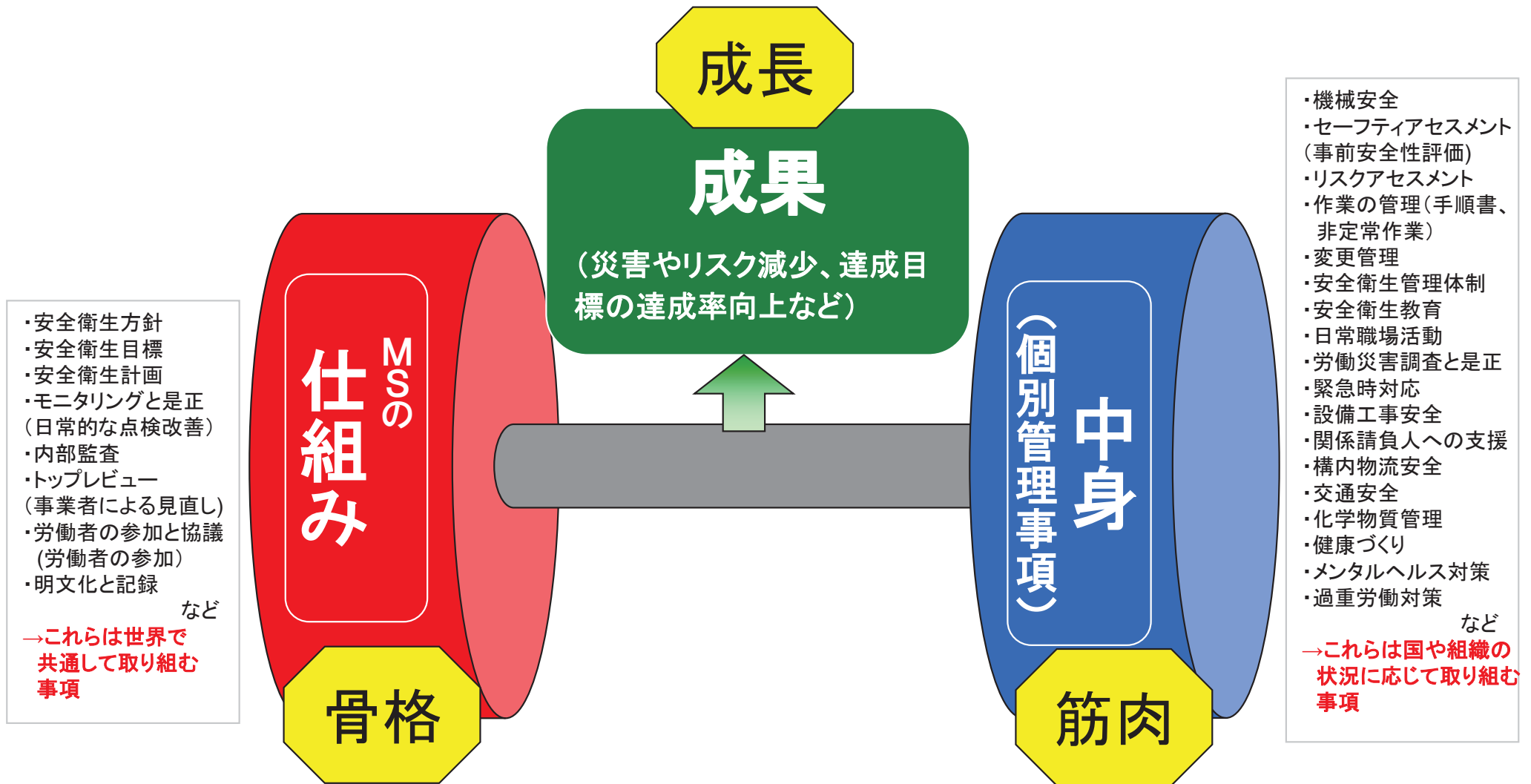
10. 3 継続的改善

※赤字はJISHA方式基準にはない(または一部ない)主な要件

主な追加事項と対応の例

追加項目	意味	審査対象者の例	実施例
4.1及び4.2 組織及びその 状況の理解等	事業所全体の現状把握 (課題、求められていること の把握)	経営層、安全衛 生スタッフ	・若年層の増加(危険感受性 の低下) ・メンタルヘルス不調者の増 加
6.1 (リスクと)機会 への取組み	安全衛生の状況がよくなる 活動への取組み	現場部門 、安全 衛生スタッフ	・4S活動等の職場活動 ・危険体感教育(危険感受性 向上) ・安全大会(水平展開)
8.1.3 変更の管理	物・組織・法令・規程などの 状況が変わったときの対応 (設備・材料・工程・組織・作業 環境・作業手順・法令など変更 時の対応)	安全衛生スタッフ、 現場部門	・リスクアセスメントの見直しと 対応 ・必要事項の周知 ・作業手順書教育
8.1.4 外部委託	外部に委託する安全衛生 上の(取組み)機能等の 管理	安全衛生スタッフ	・安全衛生教育の委託 ・作業環境測定の委託
8.1.5 調達	安全衛生に影響する物を 購買する際の管理	購買、設備管理、 安全衛生スタッフ	・取扱説明書・SDSの入手 ・保護具調達時の基準

仕組みと中身は成果を上げる車の両輪



- MSの仕組みが良くても、組織の状況に応じた**中身がないと成果が出ない**
- 中身が良くても、仕組みに基づく運用がないとスパイラルアップしない(成果が出ない)

OSHMSが目指すところ

- ①PDCAサイクルをまわす仕組みが適切
- ②サイクルに乗せる具体的中身「個別の安全衛生管理・活動」が組織の状況にマッチして充実している
- ③具体的な成果(パフォーマンス)を上げている
(災害減少、リスクの減少、達成目標の達成率、など)

3. 日本版OSHMS規格の創設

報道関係者各位

一般財団法人 日本規格協会
中央労働災害防止協会

2017年7月11日

労働安全衛生のISO発行を見据えて 日本独自の活動等を主体とした 新たな“日本版マネジメント規格”検討

今秋にも発行が見込まれている労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格「ISO45001」の国内での普及と実効性のある導入・実施を目指し、一般財団法人 日本規格協会（理事長：揖斐敏夫）と中央労働災害防止協会（中災防、理事長：八牧暢行）は、ISO45001の翻訳版となる「ISO (JIS Q) 45001」と一体で運用できる新たな“日本版マネジメント規格”の作成を検討します。多くの日本企業で行われている4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動など日常的な取り組みを反映させることで、国際通用性を有し、かつ安全衛生水準の一層の向上と労働災害の防止につながる規格とするのが狙いです。

（中略）

そのため、ISO45001を踏まえつつ、指針との整合性等を図るため、4Sや危険予知訓練（KYT）、安全衛生パトロールなど、日本の企業で長く継続されている活動や取り組みも取り入れた仕組みを構築する必要があります。

この課題を受けて**厚生労働省と経済産業省が協議し**、ISO (JIS Q) 45001と一体で運用できる日本版マネジメント規格の作成を検討することとなりました。

（後略）

報道発表

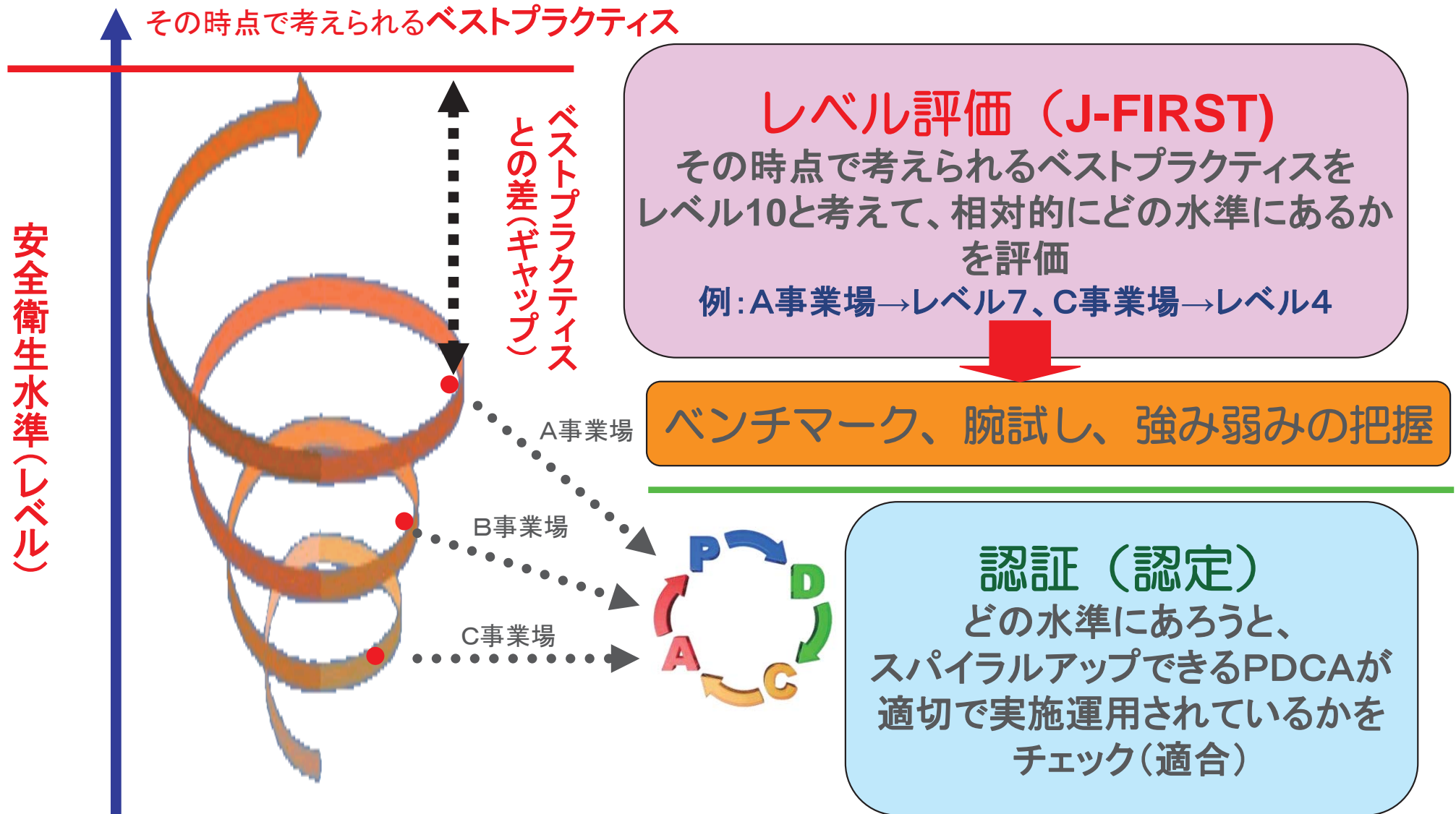
2017年7月11日

日本規格協会と
中災防が
原案作成団体

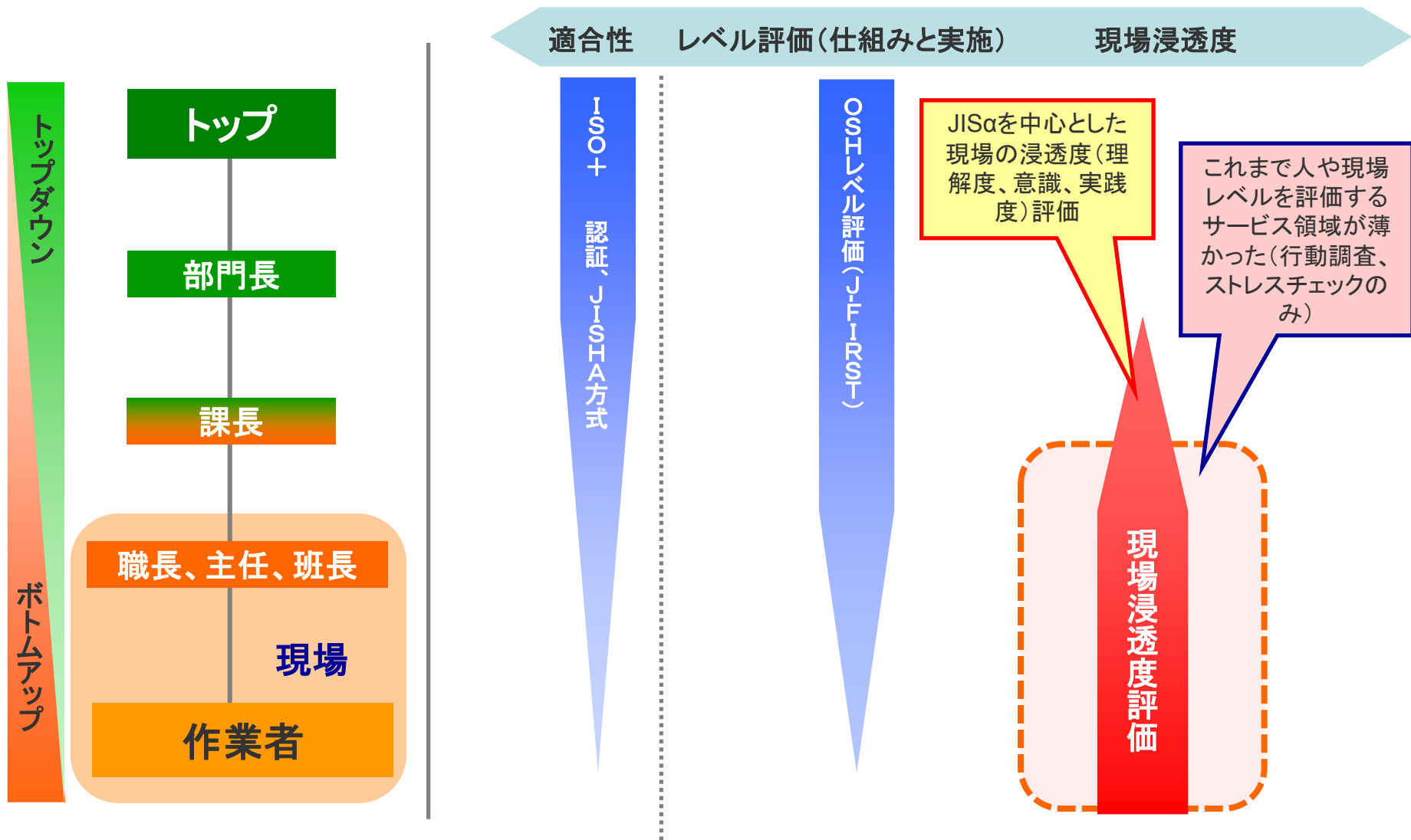
厚生労働省と
経済産業省が
規格作成を提起

OSHレベル評価 (J-First)

J-Firstの意義



ボトムアップを重視した評価ツールの必要性



1) 適合性、2) レベル評価、3) 研修・支援の対応メニューが実現
ISO (OSHMS適合性) ←→ OSHレベル評価 (J-FIRST) ←→ 各種研修・支援
JISα (適合性) ←→ **現場浸透度評価** ←→ **各種研修 (キャリアパス)**

J-Firstの基準の構成

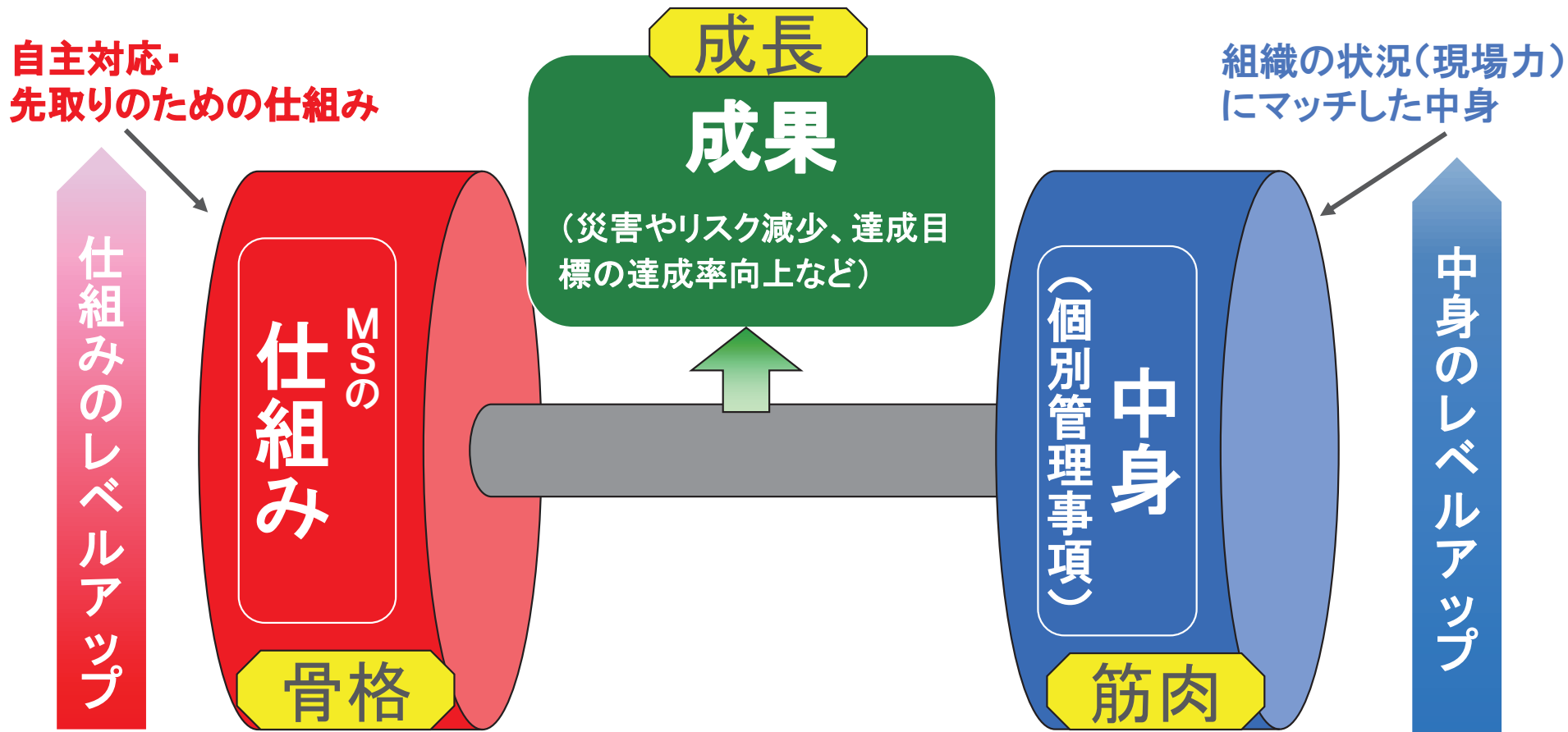
OSHLレベル評価基準は、中災防及びDNV GLが労働安全衛生管理の分野で長年に渡って蓄積してきたベストプラクティスを体系化し、基準にしたもの。

領域	大項目
I. 基盤と効果	1 労働安全衛生法等の遵守
	2 体制の確立
	3 労働者の参画
	4 明文化、記録
	5 地域とのつながり
	6 評価と効果
II. 安全衛生管理の方向性	7 安全衛生方針の表明
	8 安全衛生目標・計画の作成
	9 安全衛生計画の実施等
III. 自律人間、考える職場	10 安全衛生諸活動
	11 作業手順書
	12 安全衛生教育

領域	大項目
IV. トータルヘルスの充実	13 健康づくり等
V. リスクマネジメント	14 リスクの管理
	15 労働災害発生原因の調査等
	16 緊急事態への対応等
VI. 構内一体運用の強化	17 構内物流・交通安全
	18 関係請負人(保全)

J-Firstの安全衛生レベルの考え方

より良い仕組み、より良い中身が成果を高める(安全衛生レベルの向上)



PDCAサイクルに関する仕組み

- ・安全衛生方針・目標・計画
- ・リスク評価
- ・緊急事態への準備及び対応
- ・運用
- ・パフォーマンス評価
(監視・測定・分析・評価
内部監査、マネジメントレビュー)
- ・改善(インシデント・不適合及び
是正処置、継続的改善)

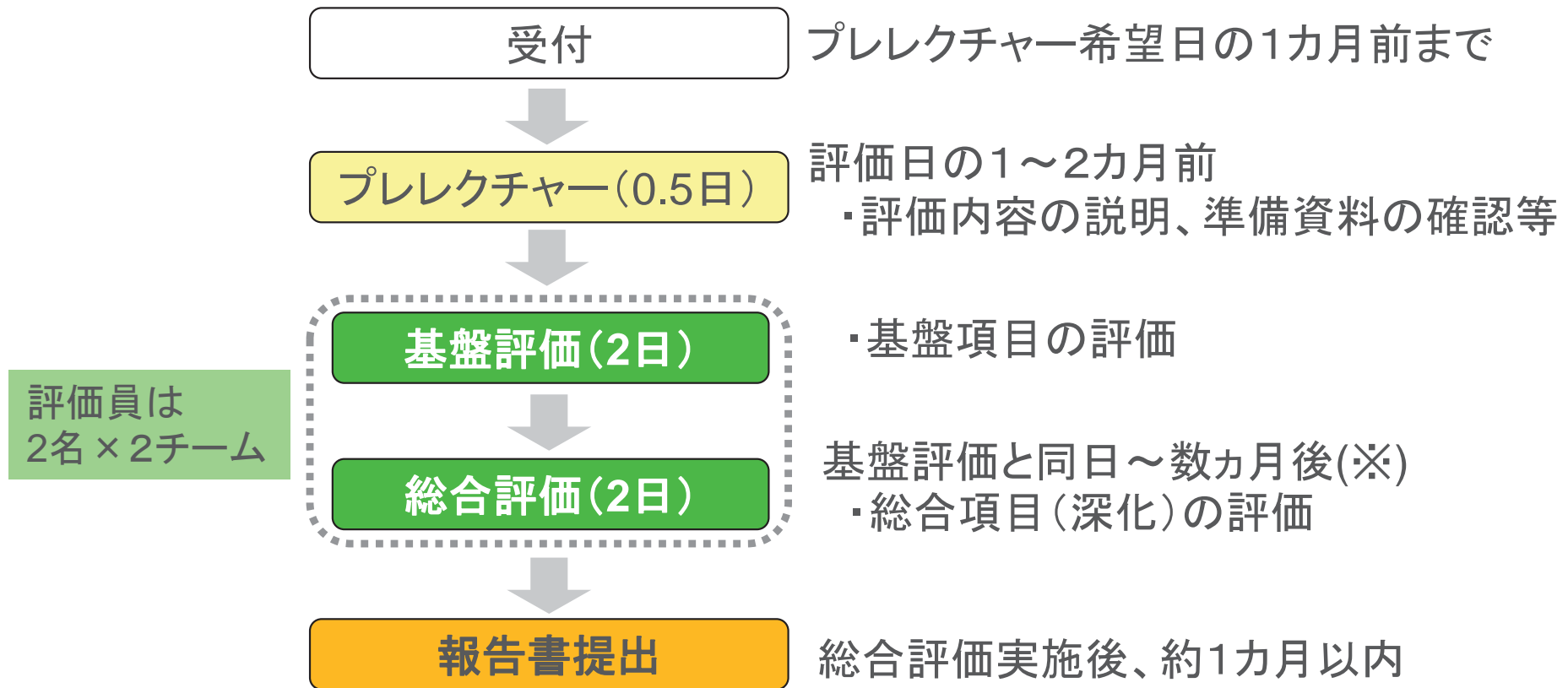
支援の仕組み

- ・役割、責任、権限
- ・協議と参加
- ・資源
- ・力量
- ・認識
- ・コミュニケーション
- ・文書化された情報
など

個別の安全衛生管理事項

- ・安全衛生管理体制
- ・機械安全
- ・作業の管理(手順書、非定常作業)
- ・変更管理
- ・設備工事安全
- ・関係請負人への支援
- ・緊急事態対応計画
- ・交通安全
- ・メンタルヘルス対策
- ・安全衛生教育
- ・リスクアセスメント
- ・化学物質管理
- ・構内物流作業の安全
- ・日常職場活動
- ・労働災害調査と是正
・健康づくり
など

評価の全体の流れ



※基盤、総合の両評価の**同日実施を推奨**(4日間)

OSHレベル評価基順の構成

■領域毎の設問数(基盤:227問、総合:211問)

領域	設問数	
	基盤	総合
I. 基本と効果	30	30
II. 安全衛生管理の方向性	25	15
III. 自律人間、考える職場	59	57

領域	設問数	
	基盤	総合
IV. トータルヘルスの充実	31	26
V. リスクマネジメント	53	47
VI. 構内一体運用の強化	29	36

評価スケジュールのイメージ

1日目：月 日()			
9:00 ～9:40 (40)	オープニング ・挨拶 ・事業場概要説明 ・評価事業の説明 ・評価点の考え方、評価の方法		事業場全体
9:40 ～10:10 (30)	トップインタビュー		トップ
10:10 ～12:00(110)	安全衛生スタッフ等への調査 I-1 労働安全衛生法の遵守(4) I-2 体制の確立(5) I-3 労働者の参画(1) I-4 明文化、記録(10) II-7 安全衛生方針の表明(2) II-8 安全衛生目標・計画の作成(4) II-9 安全衛生計画の実施等(10) III-12 安全衛生教育(15) (計51)	安全衛生スタッフ等への調査 III-11 作業手順書(3) IV-13 健康づくり等(37) VI-17 構内物流・交通安全(13) (計53)	A班担当 安全衛生部門
			B班担当 安全衛生部門 総務部門
12:00 ～13:00 (60)	昼食		
13:00 ～13:10 (10)	評価側情報まとめ (認識統一)		評価側
13:10 ～14:50(100)	安全衛生スタッフ等への調査(続き)	安全衛生スタッフ等への調査(続き)	A班担当 安全衛生部門
			B班担当 安全衛生部門、総務部門
14:50 ～15:05(15)	休憩(移動)		
15:05 ～17:00 (115)	職場の調査 I-3 労働者の参画(2) I-4 明文化、記録(5) II-7 安全衛生方針の表明(3) II-8 安全衛生目標・計画の作成(6) II-9 安全衛生計画の実施等(7) III-12 安全衛生教育(4) (計27)	職場の調査 III-11 作業手順書(15) VI-17 構内物流・交通安全(9) (計24)	A班担当 製造部門1
			B班担当 製造部門2

OSHレベル評価基準チェック項目の例

■チェック項目例

質問(基盤)

緊急事態対応計画には、以下の事項が含まれているか

1. 連絡ルート、連絡先
2. 緊急避難場所の設定、安否確認
3. 具体的な手順(訓練要領、緊急事態への対応手順、初動ルールなど)
4. 対策本部と設置部屋の設定
5. 救急用具の保有(蘇生器、応急用医療器具、AED、毛布、その他)
6. 緊急呼び出しルート・手段

質問(総合)

緊急事態が生じた後、または訓練の後、評価会議(反省会)を開催し、関係者からの報告等に基づき、対応(訓練)内容を評価して、必要に応じて緊急事態対応計画の改善につなげているか。またそのフォローアップをしているか

報告書について

- 評価レベル(0~10)と、全体傾向が把握できるグラフを提示する。
- 全6の領域のうち、改善が期待される主たる領域を複数選定し、それらに対する主たる改善推奨項目を提示します。

記載内容

1. 結論(レベル評価結果)
2. 評価結果グラフ
3. 主たる改善推奨事項

(3) Good Point

① ライン安全衛生推進員の配置

(4) Weak Point

①

貴
設備
全衛
報の
生法

貴所のOSHLレベル **5** ★★★

OSHLレベル	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
目指すべきレベルの目安	★	★	★	★★	★★	★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★	★★★★

※目指すべきレベルの目安について：
★★★：当該業種において充分高いレベル
★★：当該業種においてあと一步向上が期待されるレベル
★：当該業種において更に改善が期待されるレベル

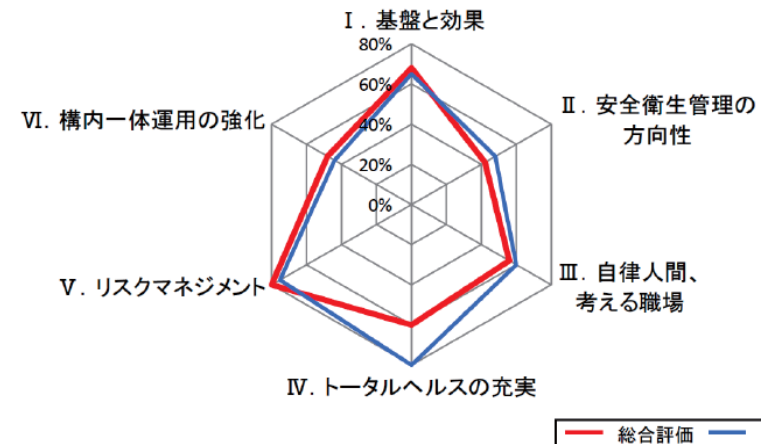
②

貴 (2) 領域別の評価(レーダーチャート)

する 貴所の領域別の得点率は、次のとおりです。なお、総合評価では高水準の取組みを深掘りして確認
標に しているため、一般的に、基盤評価時よりレーダーチャートの面積が小さくなる傾向にあります。

③

貴
ポイ
各ラ
に限
の安



OSHレベル評価証明書発行

 中災防	 DNV-GL
OSH レベル評価証明書	
登録番号: ****	
○△□株式会社◇◇◇事業所	
For Achievement to:	
Level ** ★★★	
評価基準:	
OSH レベル評価基準 2015年版に基づく総合評価	
評価実施日: 2014年 月 日	登録書有効期限: 2014年 月 日
評価機関: 中央労働災害防止協会	評価機関: DNV-GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社
白崎 彰久 マネジメントシステム審査センター所長	永木 規善 ビジネス開発部 部長
<small>DNV-GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社 〒651-0087 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号 三宮中央ビル9階 中央労働災害防止協会 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館</small>	

J-Firstは

◆改善は自らの判断で実施

※事業場の安全衛生管理状況とOSHレベル評価基準とのギャップを明らかにするが、あくまで改善を進めるための検討材料の提供が目的。事業場の状況や中長期的な視点で改善を判断いただく

J-Firstの対象業種・料金

- ・原則、**製造業が対象**、**事業場単位**で評価
- ・通常ケースの費用 2,527,200円
(消費税込み、交通費および宿泊費は別途)
※通常の評価日数の場合(4.5日間)
- ・事業場の求めに応じて18分野から評価分野を選択できるようにして、製造業以外の業種でも活用しやすいようにしたり、現場ヒアリングに重点を置いて評価したりするといったアレンジメニューも相談に応じます

受審企業の声



JISHA方式適格OSHMS認定
JISHA-ISOマネジメントシステム審査センター

受審第1号
川崎重工業(株)西神戸工場 様

～OSHレベル評価「J-First」第1号の評価を受けて～

個々が行動する文化の醸成と考える安全構築のために。
川崎重工業株式会社様に聞く

OSHレベル評価サービス「J-FIRST」は、第三者からの「OSHレベル評価」により事業所・職場の組織が、そして組織を構成する個々人に対して、効率よく安全衛生管理・活動を深化することが可能なサービスです。本サービスを利用することで、事業所の強みだけでなく改善の余地がある箇所も含めた実情を把握できるだけでなく、事業所の労働安全衛生管理が適切で持続可能であることをアピールすることが可能です。

今回サービス受審の背景や経緯、感想や受審を通じて改善されたところを川崎重工業株式会社神戸本社人事本部安全保健部安全課課長 平 幸親 様と西神戸工場労働安全課プロシニア 山本 栄 様にお話頂きました。



「Good PointとWeak Pointが示され、できている部分とできていない部分を明確に理解できた」
「資材や物流など他の部署にも踏み込むという驚きがあった」
「結果報告書で、低い評価項目には指導用参考例が掲載され、非常に有益」

<http://www.jisha.or.jp/jisha-ms/evaluation/case01.html>

中小規模事業場 労働安全衛生評価事業 (GSC)

中小規模事業場労働安全衛生評価事業

愛称は「JISHAグッド・セーフティ・カンパニー」(GSC)

【目的】

安全衛生の向上を目指す中小規模事業場の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため、基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができているかどうかを評価します。



登録証

〇〇工業株式会社 〇〇工場 殿
《所在地》

貴事業場が中小企業労働安全衛生評価登録事業場名簿
に登録されている事業場であることを証します

登録番号：《登録番号》

登録日：平成 年 月 日

有効期限：平成 年 月 日

中央労働災害防止協会

会長 榊原 定征

(登録証発行番号 《登録番号》-1)

【事業場の活用目的】

- ✚ 長年、安全衛生活動を進めてきたが、今までのやり方が合っているのか、適切なレベルにあるのか確認したい。
- ✚ ガバナンスの観点から、本社として、各事業場の安全衛生体制、活動をチェックしたい。
- ✚ 取引先、系列企業の安全衛生レベルを一定基準まで引き上げたい。
- ✚ 担当者や社員の努力を形に見える形で表したい。
- ✚ 安全衛生の初期目標としてGSCを考えている。その後、OSHMS認定を検討する。

事業の対象と評価基準

✦ 事業の対象

従業員数300 人以下の中小規模事業場

✦ 有効期間

有効期間は3年間 (3年毎に更新)

✦ 評価基準

経営トップによる安全衛生方針の表明や安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントや日常の安全衛生活動の実施など、10の項目(必須)で評価を行います。

このほか、主な安全衛生活動(リスクアセスメント、5S活動、危険予知活動など)については、活動の「レベル評価」も併せて行います。これにより、現在の安全衛生活動の達成度合いを把握でき、また更新時にはその前後の活動状況のレベルが比較できます。

具体的な評価の基準は

【必須項目】

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
2. 安全衛生管理体制の整備
3. 労働安全衛生法の遵守
4. リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定等
5. 安全衛生活動の実施状況
6. 緊急事態への対応
7. 労働災害発生原因の調査等
8. 経営トップによる見直し
9. 安全衛生活動の記録
10. 労働安全衛生管理活動の運用による効果

【レベル評価項目】

左の評価基準（必須項目）を満たした上で、次の活動の実行レベルを評価できる基準項目の達成度合いにより、事業場の労働安全衛生レベルも評価します。

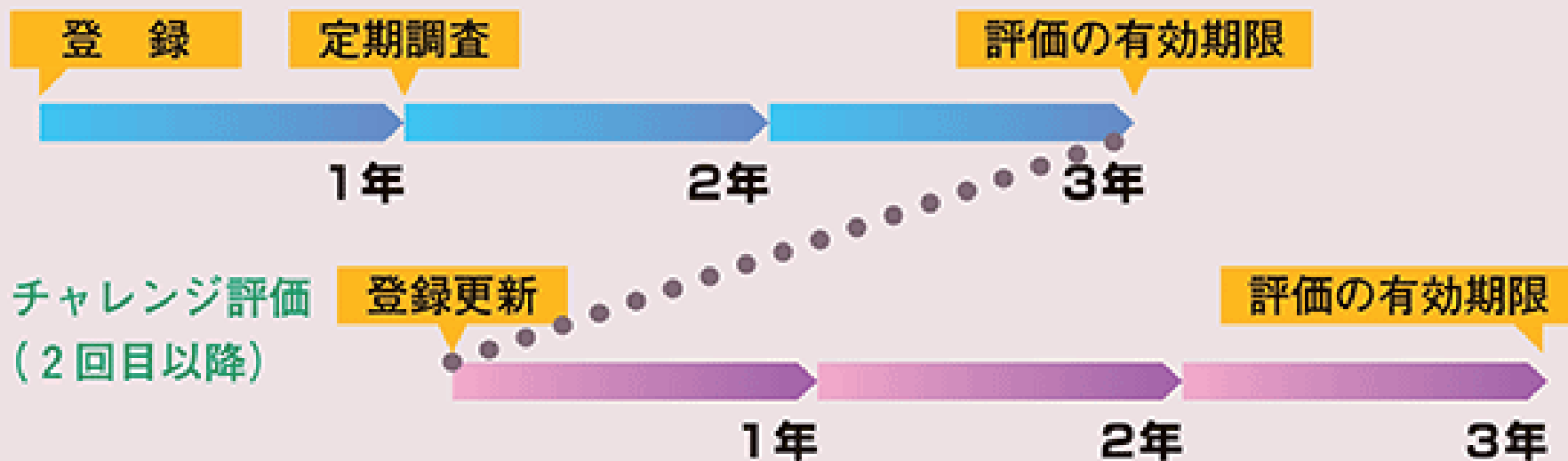
- ▶ リスクアセスメント
- ▶ 危険予知活動
- ▶ 5S活動
- ▶ ヒヤリ・ハット活動
- ▶ 職場巡視
- ▶ トップ&コミュニケーション

評価の方法は

●評価の有効期間とチャレンジ評価の関係

有効期間内は、中災防への定期的な報告・調査などはありません(定期調査・チャレンジ評価を除く)。

初回評価



チャレンジ評価(登録更新)は、有効期間(3年間)内の任意の時期に、評価を実施することができます。

自己評価表(チェックリスト) *一部抜粋

基準内容		自己評価結果	自己評価結果の根拠<評価の拠り所とした理由等を記載して下さい>		
			①確認材料の有無	②書類の名称	③書類の項目No.、項目名等
5 安全衛生活動の実施状況					
(1)	安全衛生計画が作成されていますか。	はい いいえ	有・無		
(2)	安全衛生計画には、次の事項が含まれていますか。				
	ア 1年間で達成したい安全衛生目標	はい いいえ	有・無		
	イ リスクアセスメントの実施及びリスク低減措置の決定並びにその実施時期	はい いいえ	有・無		
	ウ 労働安全衛生法令、社内安全衛生規程等に基づいて実施する事項(例:作業環境測定、健康診断、定期自主検査など)及びその実施時期	はい いいえ	有・無		
	エ 次の日常的な安全衛生活動のいずれかの実施				
	危険予知活動	はい いいえ	有・無		
	5S(2S, 3S, 4S)活動	はい いいえ	有・無		
	ヒヤリ・ハット活動	はい いいえ	有・無		
	職場巡視	はい いいえ	有・無		
	安全衛生改善提案活動	はい いいえ	有・無		
	健康づくり活動	はい いいえ	有・無		

登録事業場 アンケート結果

1. 本事業の有用度 (N=57)

本事業場が、事業場の実施目的に有用であるとした事業場の割合は78.9%、まあまあ有用であるを含めると100%でした。

